

笠置町総合計画審議会の公開に関する考え方

1 会議の公開の基準

会議は、笠置町情報公開条例（平成 30 年条例第 17 号）第 6 条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

2 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、2 の会議の公開の基準に基づき、会長が決定するものとする。
- (2) 会長は、会議を非公開とした場合には、その理由をホームページへの掲載により、明らかにするものとする。

3 会議開催の周知

会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の 1 週間前までに、会議の概要をホームページに掲載することにより、町民に周知するよう努めなければならない。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

4 公開の方法

- (1) 会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

5 審議の要旨の公開

公開した会議の審議の要旨等を閲覧に供するよう努めるものとする。